

I. はじめに

公認会計士による社会福祉法人監査が平成 29 年度より導入され、第 1 段階規模の社会福祉法人（収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人）が 2 事業年度目に突入しています。今後、会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討されるものの、下表のとおり監査対象範囲が広がり、最終的には 1,000 を超える社会福祉法人が会計監査を受けることになると予測されています。

【監査対象法人の規模】

平成 29 年度 平成 30 年度	平成 31 年度 平成 32 年度	平成 33 年度 以降
収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人	収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人	収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人

今回は、監査の導入を検討されている社会福祉法人の皆様への参考として、社会福祉法人への会計監査や予備調査時に一般的に指摘される事項の紹介とともに、当監査法人による会計監査等を受けた社会福祉法人の皆様の反応について紹介します。

II. 一般的に指摘される事項

(1) 引当金の計上漏れ

社会福祉法人会計基準が計上を求める徴収不能引当金、賞与引当金及び退職給付引当金については、「従来から計上している」「会計監査の導入を控え、あらたに計上した」という状況が多いように思われます。

上記のうち、賞与引当金の計上に際して、賞与見込額に関連する社会保険料相当額の未払計上漏れが散見されます。賞与支給対象期間に対応した賞与見込額を算定した後、これに社会保険料率を乗じて算定した金額も併せて計上する必要があります。

なお、平成 30 年 3 月 20 日付で改正された社会福祉法人会計基準において、上記の引当金のほか、役員退職慰労引当金が追加されましたので、こちらもご注意ください。

(2) 事業未収金の管理

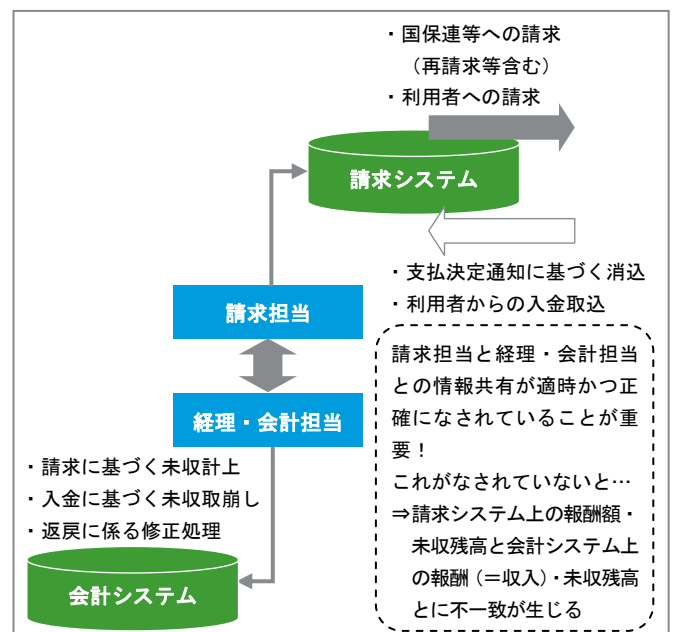
老人介護事業を営んでいる社会福祉法人では、通常、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会（以下、「国

保連」）等に対し介護保険等を請求するとともに、介護サービス利用者に対しても自己負担分を請求し、当該請求額相当を事業未収金として計上しています。

事業未収金の管理面でよく見られるのが、国保連等への請求担当者と経理・会計担当者との情報連携がとれていないことにより、国保連等への請求システムにおいて管理している未収金額と会計システムに計上している事業未収金が不一致となるケースです。事業未収金の管理が不適切な場合、利用者に対する請求を誤るなどして、社会福祉法人もしくは利用者者に不利益が生じる可能性があります。

また、上記の両担当者は、請求業務や経理業務以外にも、例えば施設の運営補助や利用者とのコミュニケーションが求められ、極めて多忙な日々を過ごしている方が多いと推察します。人手不足が叫ばれる社会福祉法人においては、前述のような情報連結不足による処理誤りを起こさないため、また急な退職等があっても後任の担当者に円滑に業務を引き継げるようにするために、業務マニュアルの作成と周知徹底が重要となります。

【請求担当者と経理・会計担当者との連携】



(3) 固定資産の現物管理

固定資産台帳にて記録されている固定資産について、すでに廃棄処分されており現物がないケース、あるいは、現物が存在しても、固定資産台帳の記録と固定資産の現物が紐付けられないケースが散見されます。

前者の場合、会計における「固定資産の過大計上」となります。また後者は、古くなった現物を除却する際に対応する台帳記録を特定できないため、結果的に前者のケースにつながります。

最初は時間を要しますが、台帳に記録されている現物を特定した上で、台帳上の資産コードを記したテブラを貼るなどして、台帳記録と現物を紐付ける必要があります。

なお、会計監査（導入時の予備調査を含む）の際、固定資産の現物確認は必ず実施することとなります。

(4) 借入金に関連する担保情報・保証人の情報管理

金融機関や独立行政法人福祉医療機構から借入れを行っている法人がありますが、担保情報や保証人情報を正確に記録していないケースが多くみられます。

会計監査に際して、監査法人が金融機関や福祉医療機構より直接回答を求める「確認」作業を行います。社会福祉法人においても事前に当該情報を入手し、管理資料として整理しておく必要があります。

なお、社会福祉法人が民間金融機関等から借入れを行う際の担保設定時には所轄庁の認可が必要（福祉医療機構から借入れる場合の担保設定時には不要）となりますが、当該認可を失念しているケースもありますので、併せて注意してください。

(5) 現金（特に利用者に対する立替金）の管理

特別養護老人ホームや老人保健施設等を運営する法人では、施設利用者が利用したサービスについて、社会福祉法人が当該費用を立て替えることがあります。この立替金の管理に関して、現金管理担当者が利用者から立替金精算に係る現金を受け取った際に、その入金情報を適時に現金出納帳へ反映しないことで、立替金残高が取り崩されず滞留してしまうケースが散見されます。また、現金は金庫に保管しているものの、法人のものか利用者から預かったものなのかの区別すらついていないという、法人の現金管理自体が不適切な場合もあります。現金管理がずさんな場合、着服・横領などの不正の原因となりますので、管理フローの見直しと厳格な運用が必須となります。

III. 会計監査や予備調査を受けた社会福祉法人の皆様への反応

ここまでお読み頂くと、「会計監査や予備調査はマイナス要素しか出てこない」というイメージを持たれるかもしれません。一方で、当監査法人による会計監査等を受けた社会福祉法人の皆様の反応として、以下のような声を頂いています。

【社会福祉法人の皆様から頂いたコメント】

経営者	<ul style="list-style-type: none"> ● 予備調査に立ち会ったことで、現場の担当者がどのようなことで困っているか、また、内部統制（法人内におけるチェック体制や承認体制）が有効に運用されていない業務を指摘していただいたことで、具体的な改善内容や今後の課題が見えた ● 帳簿や会計・経理が保管している資料だけを確認すると思っていたが、さらにその資料の元となる情報や資料を確認されることで、他部署においても良い牽制となった ● 予備調査時に、中長期計画、内部統制、経営改善等の多岐わたる相談に対応いただき、経営上の参考になった ● 業務フローの策定について支援いただき、不十分な点、不効率な点を是正することができた
担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 単に間違っている箇所を指摘されるだけでなく、具体的にどのようなことを改善すればよいのか指導してもらえた ● 監査法人が行う資料間の整合性チェックの方法を見て、今まで行っていなかったチェック方法を学ぶことができた ● 業務フローの策定により、自分が何のためにこの作業を行っているのかを理解することができた

マイナスイメージの要素が強いと思われがちな「監査」ですが、先行的に監査を導入された社会福祉法人では、むしろ監査を積極的に活用し、経営や業務の改善に生かしているように思います。

IV. おわりに

冒頭に記載したとおり、今後、監査対象法人の段階的な拡大が予定されています。監査を導入する場合には、監査対象年度の前年度に監査法人候補を選定し、当該候補者による予備調査が行われることとなります。会計監査の受入体制の整備には相応の準備期間と労力が必要となりますので、候補者の選定が済んでいない社会福祉法人はお早めにご検討ください。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>